

台風時等における生徒の登下校について

東三河南部地域とは、豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市を指す。

他地区に居住する生徒は、その地区に警報が発表された場合も同様に対応すること。

1 登校前に、東三河南部地域に「暴風警報」が発表されている場合

(1) 始業時刻2時間前（午前6時40分）までに警報が解除された場合、平常どおり授業を行う。

(2) 午前6時40分から午前11時までに警報が解除された場合、解除後2時間を経て当日の授業を始める。

(3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、その日の授業は行わない。

(4) 上記①、②の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難なとき、居住市町村に暴風警報が発表されているときは登校しなくてよい。ただし、その旨学校に連絡すること。

2 登校後に、東三河南部地域に暴風警報が発表された場合

即時授業を中止するとともに生徒の生命・安全を確保し、校内に留め置きをするか、速やかに下校させるか適切に対応するとともに、学校から「Classi」の配信・電話連絡等で保護者に伝える。

台風時等における生徒の登下校について

